

平成30年12月25日

住宅局 住宅総合整備課

全市区町村の約半数で、空家等対策計画を策定

(国土交通省・総務省調査)

～空き家対策に取り組む市区町村の状況について～

空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)に基づく空家等対策計画は、法施行後約3年半で全市区町村の約半数(49%)となる848団体が策定し、平成30年度末には6割を超える1,122団体が策定する見込みです。

【調査概要】

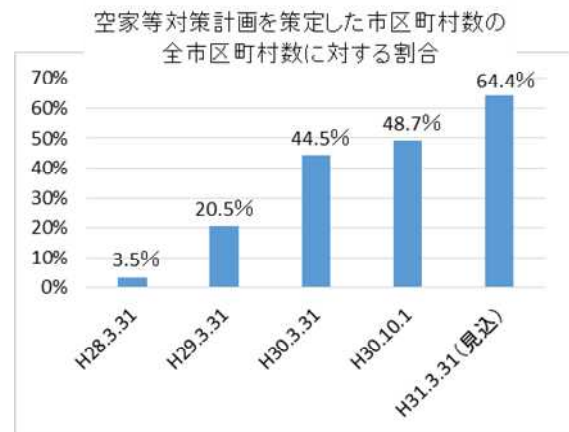
国土交通省と総務省は、空家法の施行状況等について、地方公共団体を対象に年2回アンケート調査を行っています。今回公表する結果は、平成30年10月1日時点の状況です。(別紙参照)

【調査結果のポイント】

1. 空家法第6条に基づく空家等対策計画の策定状況

平成30年10月1日現在、全市区町村の約半数(49%)で策定されており、平成30年度末には6割を超える見込みです。(別紙 p.2)

都道府県別にみると、昨年度末時点で策定率100%となっている高知県その他、富山県、広島県の順に策定済市区町村の割合が高くなっています(別紙 p.3)。また、平成30年度末には、愛媛県、大分県でも全市町村が策定する見込みです(別紙 p.4)。



■H30.10.31 時点策定済み

		市区町村数	策定済み市区町村数	策定済み市区町村数の割合
1	高知県	34	34	100.0%
2	富山県	15	14	93.3%
3	広島県	23	19	82.6%

■H31.3.31 時点策定見込み

		市区町村数	H30末時点策定見込市区町村数	H31末時点策定見込市区町村数の割合
1	高知県	34	34	100.0%
1	愛媛県	20	20	100.0%
1	大分県	18	18	100.0%

2. 空家法第14条に基づく特定空家等に対する措置実績

周辺的生活環境等に悪影響を及ぼす「特定空家等」について、平成30年10月1日までに市区町村長が助言・指導13,084件を行ったもののうち、勧告を行ったものは708件、命令を行ったものは88件、代執行を行ったものは29件でした。また、略式代執行を行ったものは89件でした(別紙 p.2)。

【別紙の調査結果は過年度分とともに以下のURLにてご覧になれます】

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html

※ページ下部「参考」内、「■空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等について」

問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室 藤井、五島

電話:03-5253-8111(内線:39-354,39-356)、03-5253-8508(直通) FAX:03-5253-1628